

連結会計の論点

山 地 範 明

目 次

- I. はじめに
- II. 連結財務諸表の発展過程
- III. 連結基礎概念と会計処理
- IV. 持分法とジョイント・ベンチャー投資の会計
- V. 企業結合会計
- VI. セグメント情報
- VII. おわりに

I. はじめに

連結財務諸表とは、支配従属関係にある2つ以上の会社からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために作成するものである。連結財務諸表は、連結貸借対照表（B/S）、連結損益計算書（P/L）、連結剰余金計算書（S/S）、連結キャッシュ・フロー計算書（C/F）から構成される。本稿では、連結財務諸表の発展過程について述べた上で、連結会計の論点をまとめることとする。

II. 連結財務諸表の発展過程

連結財務諸表は、19世紀末において一部の米国企業によって初めて公表された。米国において連結財務諸表が生成した最も大きな要因は、持株会社の発展である。シャーマン反トラスト法により、他の企業結合形態は違法とされたが、持株会社は合法とされた。持株会社を設立させることにより、合併を行ったのと同じ効果をあげることができた。すなわち、全額所有子会社を他州に設立すれば、法的には別個の事業体である子会社をあたかも単一の会社であるかのごとく支配することができたのである¹⁾。

その後、税務当局による連結納税申告書の要求（1917年）、ニューヨーク証券取引所（NYSE）による連結財務諸表の要求（1919年）、連邦準備理事会（FRB）による連結財務諸表の要請により、米

1) 詳しくは、山地範明『連結会計の生成と発展（増補改訂版）』（中央経済社、2000年）、第1章を参照されたい。

国においては1930年代の初期までに連結財務諸表の公表は一般的な実務となった。そして、証券取引委員会（SEC）は、1933年証券法と1934年証券取引法によって連結財務諸表を制度化した。

今日では、連結財務諸表は多くの国々によって作成・公表されており、財務諸表といえば通常、連結財務諸表を指す。また、財務諸表の国際比較を行う場合には連結ベースで行われる。わが国では、長い間、親会社の個別財務諸表が主要財務諸表とみなされてきたが、2000年3月決算より、連結財務諸表が主要財務諸表となった。また、実証研究では、会計基準の国際的調和の動向が高まった1996年以降から個別会計情報よりも連結会計情報の方が株価との関連性が高いことが検証されている²⁾。

Ⅲ. 連結基礎概念と会計処理

1. 連結基礎概念

連結基礎概念とは、いかなる事業体のために連結財務諸表が作成されるか、または作成されるべきかという問題を考えるにあたっての基礎を与える概念である。米国財務会計基準審議会（FASB）の1991年討議資料「連結方針および連結手続」³⁾によれば、連結基礎概念には経済的単一体概念（economic unit concept）、親会社概念（parent company concept）、および比例連結概念（proportionate consolidation concept）の3つがある。

①経済的単一体概念

経済的単一体概念は、親会社の株主（支配株主）と少数株主を区別せず、親会社株主と少数株主がともに企業集団（グループ）の株主とみなされ、連結財務諸表は企業集団を構成するすべての株主のために作成されるべきであるという考え方である。これは、Moonitzが提唱した実体理論（entity theory）に近い考え方であり、米国の会計基準や国際会計基準ではこの考え方に基づく会計処理が提案されている⁴⁾。

②親会社概念

親会社概念は、企業集団は親会社のものであり、連結財務諸表は親会社の株主のために作成されるべきであるという考え方である。連結財務諸表は、親会社の個別財務諸表を延長したもののみなされる。わが国の連結財務諸表原則は、親会社概念をとっている。

2) 詳しくは、山地範明，前掲書，補論Ⅱを参照されたい。

3) FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures* (September 10, 1991).

4) たとえば、FASBの1995年の公開草案では、経済的単一体概念に基づく会計処理が提案されている。FASB, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Consolidated Financial Statements: Policy and Procedures* (October 16, 1995). また、国際会計基準審議会（IASB）は、少数株主持分を資本の部に計上することや、少数株主持分に相当するのれんを計上することを提案している。
(http://www.iasb.org/uploaded_files/documents/16_10_buscom2-ps.pdf)

③比例連結概念

比例連結概念は、親会社概念よりもさらに親会社持分が重視され、連結財務諸表は親会社の比例的持分だけを報告するために作成されるべきであるという考え方である。親会社の比例的持分だけが連結されるので、全部連結と区別するため、比例連結（部分連結）と呼ばれている。この考え方は、ジョイント・ベンチャーに対する投資の会計処理としての比例連結に反映されている。

2. 連結基礎概念に基づく会計処理

どの連結基礎概念に立脚するかにより、連結方針と連結手続に差異が生じる。ここでは、連結基礎概念に基づく、(1) 連結の範囲、(2) 少数株主持分の処理、(3) 未実現損益の消去、(4) 投資と資本の相殺消去（資本連結）、(5) 投資消去差額の会計処理について比較することとする。

(1) 連結の範囲

連結の範囲に含める企業を決定することを連結方針（consolidation policy）といい、連結基礎概念と連結方針との関係は次のとおりである。

①経済的単一体概念

親会社が他の事業体を支配（control）する能力を有していることが連結の条件とされる。これを支配力基準という。

②親会社概念

親会社が他の法的事業体の議決権の過半数および持分請求権の過半数を有していることが連結の条件である。これを持株基準という。

③比例連結概念

親会社が他の法的事業体の議決権の過半数を有していることが連結の条件とされるが、それ以下の議決権しか有していない場合であっても、連結の範囲に含まれることがある。

(2) 少数株主持分の処理

少数株主持分（minority interest）とは、子会社の株主持分（資本）のうち親会社に帰属しない部分である。少数株主持分は非支配持分（noncontrolling interest）と呼ばれることがある。連結基礎概念と少数株主持分の処理との関係は次のとおりである。

①経済的単一体概念

少数株主持分は、貸借対照表上は株主持分の一部として表示される。少数株主持分に帰属する損益は、損益計算書上は純損益の内訳項目として処理される。

②親会社概念

少数株主持分は、貸借対照表上は通常、負債の部と株主持分の部との中間に表示される。少数株主持分に帰属する損益損益計算書上は純損益を算定する際に控除される。

③比例連結概念

少数株主持分は認識されない。

表1 連結基礎概念別にみた貸借対照表上の少数株主持分の表示

	貸借対照表		
	経済的単一体概念	親会社概念	比例連結概念
資産：			
現金	\$ x,xxx	\$ x,xxx	\$ x,xxx
売上債権	x,xxx	x,xxx	x,xxx
棚卸資産	xx,xxx	xx,xxx	xx,xxx
有形固定資産	xx,xxx	xx,xxx	xx,xxx
のれん	<u>x,xxx</u>	<u>x,xxx</u>	<u>x,xxx</u>
資産合計	<u>\$xx,xxx</u>	<u>\$xx,xxx</u>	<u>\$xx,xxx</u>
負債および株主持分：			
短期支払債務	\$xx,xxx	\$xx,xxx	\$xx,xxx
長期債務	<u>xx,xxx</u>	xx,xxx	<u>xx,xxx</u>
負債合計	<u>\$xx,xxx</u>	注1	<u>\$xx,xxx</u>
少数株主持分		x,xxx注1	
株主持分：			
資本金および払込剰余金	\$xx,xxx	\$ x,xxx	\$ x,xxx
留保利益	<u>xx,xxx</u>	x,xxx	x,xxx
支配持分合計	xx,xxx		
少数株主持分	<u>x,xxx</u>		
株主持分合計	<u>xx,xxx</u>	<u>xx,xxx</u>	<u>xx,xxx</u>
負債および株主持分合計	<u>\$xx,xxx</u>	<u>\$xx,xxx</u> 注2	<u>\$xx,xxx</u>

注1：親会社概念を支持する一部の論者は、少数株主持分を負債として表示し、それを負債合計の小計に含める。また、親会社概念を支持する他の論者は、少数株主持分を負債と株主持分との間の別個の分類として表示し、それを負債合計の小計から除外するか、または負債合計の小計から除外する。

注2：少数株主持分は、負債と株主持分との間の別個の分類として表示される場合、貸借対照表の右側およびその合計を「負債および株主持分」と呼ぶことは、技術的には正確ではない。その代わりに、「負債、少数株主持分および株主持分の合計」または「持分合計」と呼ぶことができるかもしれない。

(出典：FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures* (September 10, 1991), p. 162. 企業財務制度研究会『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』(1995年11月), p. 303.)

少数株主持分の貸借対照表上の表示と、少数株主持分に帰属する損益の損益計算書上の表示は表1と表2に示すとおりである。

(3) 未実現損益の消去

連結会社間で棚卸資産や固定資産などの資産の売買が行われた場合には、売却した会社の個別財務諸表上では売却損益が計上されるが、連結財務諸表上ではその資産を企業集団外の第三者に売却されるまでは、その損益は実現しない。したがって、連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産や固定資産などの資産に含まれる未実現損益は、消去しなければならない。連結基礎概念と未実現損益の消去との関係は次のとおりである。

①経済的単一体概念

親会社から子会社へ販売される(ダウン・ストリーム)の場合には、未実現損益は全額消去され、

表2 連結基礎概念別にみた損益計算書上の少数株主持分の表示

	損 益 計 算 書			
	経済的単一体概念 (A案)	経済的単一体概念 (B案)	親会社概念	比例連結概念
売上高	\$ xx,xxx	\$ xx,xxx	\$ xx,xxx	\$ xx,xxx
原価および費用：				
売上原価	xx,xxx	xx,xxx	xx,xxx	xx,xxx
減価償却費	x,xxx	x,xxx	x,xxx	x,xxx
のれん償却	xxx	xxx	xxx	xxx
その他の費用	<u>x,xxx</u>	<u>x,xxx</u>	<u>x,xxx</u>	<u>x,xxx</u>
原価および費用の合計	<u>xx,xxx</u>	<u>xx,xxx</u>	<u>xx,xxx</u>	<u>xx,xxx</u>
少数株主持分控除前利益			x,xxx	
差引：少数株主持分帰属利益			<u>x,xxx</u>	
純利益	\$ <u>x,xxx</u>	x,xxx	\$ <u>x,xxx</u>	\$ <u>x,xxx</u>
少数株主持分帰属利益	\$ xxx	<u>xxx</u>		
支配持分帰属利益	\$ <u>x,xxx</u>	\$ <u>x,xxx</u>		

(出所：FASB, Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures* (September 10, 1991), p. 164. 企業財務制度研究会『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』(1995年11月), p. 303.)

その全額を親会社が負担する(全額消去・親会社負担方式)。子会社から親会社へ販売される(アップ・ストリーム)の場合には未実現損益は全額消去され、子会社に対する持分比率に応じて親会社と少数株主がそれぞれ消去分を負担する(全額消去・持分比率負担方式)。

②親会社概念

ダウン・ストリームの場合には未実現損益は全額消去され、その全額を親会社が負担する(全額消去・親会社負担方式)。アップ・ストリームの場合には未実現損益は親会社の株主持分に帰属する部分のみ額消去される(親会社持分相当額消去方式)。

③比例連結概念

ダウン・ストリームの場合もアップ・ストリームの場合も、未実現損益のうち親会社の持分比率に相当する金額だけが消去される(親会社持分相当額消去方式)。

(4) 投資と資本の相殺消去(資本連結)

親会社の子会社に対する投資とこれに対応する子会社の株主持分(資本)は、相殺消去しなければならない。この手続きを資本連結といい、連結基礎概念と資本連結との関係は次のとおりである。

①経済的単一体概念

子会社の資産および負債は取得日の公正価値で連結される。これには、子会社の公正価値に対する親会社の持分相当額も少数株主持分相当額も含まれる(全面時価評価法)。

②親会社概念

子会社の資産および負債は、取得日における子会社の公正価値に対する親会社の持分に相当する金額と、子会社の帳簿価額に対する少数株主持分に相当する金額を加えた金額で連結される(部分

時価評価法)。

③比例連結概念

子会社の資産および負債は、取得日における子会社の公正価値に対する親会社の持分に相当する金額で連結される。

(5) 投資消去差額の処理

資本連結によって生じる差額が投資消去差額であり、ふつうのれん (goodwill) とよばれる (借方差額は正ののれん、貸方差額は負ののれんと呼ばれることがある)。わが国の連結財務諸表原則では連結調整勘定として表示されるが、「企業結合に係る会計基準」では、連結調整勘定のうちのれんに相当するものは、のれんとして表示することが求められている。連結基礎概念と投資消去差額との関係は次のとおりである。

①経済的単一体概念

全部のれん説によれば、のれんには、親会社の株主持分に見合うのれんだけでなく、少数株主持分に見合うのれんも含まれる。

買入れのれん説によれば、のれんには少数株主持分に見合う部分は含まれない。

②親会社概念

連結のれんは、親会社の子会社への投資勘定と、子会社の資産および負債の公正価値に対する親会社の比例的持分との差額として認識される。負ののれんは、非流動資産に対する評価勘定とされ、非流動資産の価値がゼロになるまで非流動資産から控除される。負ののれんが非流動資産を超過する場合の超過額は繰延貸方項目とされる。

③比例連結概念

連結のれんは、親会社概念と同様に認識される。ただし、子会社の資産および負債に対する少数株主の比例的持分相当額は含まれない。負ののれんは、親会社概念と同様に認識される。

例えば、親会社が子会社 (識別可能な純資産の公正価値 \$ 1,200, 識別可能な純資産の帳簿価額 \$ 800) の発行済株式 60% を \$ 900 で取得したとする⁵⁾。ここで、連結基礎概念別ののれんは図 1 のようになる。

連結基礎概念別の連結方針と連結手続をまとめたのが表 3 である。

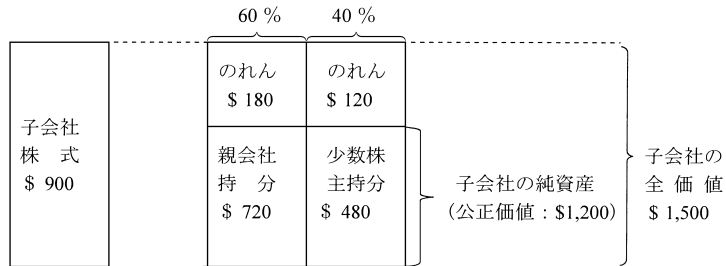
IV. 持分法とジョイント・ベンチャー投資の会計

1. 持分法の意義

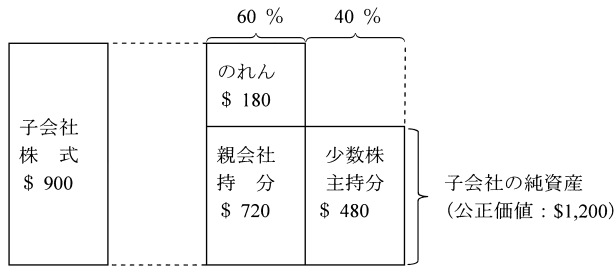
持分法 (equity method) とは、投資会社が被投資会社の純資産および損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資を各期ごとに修正する方法である。連結の場合には、個別財務

5) FASB, Discussion Memorandum, *op.cit.* (1991), pars. 93-95 and 99 を参照。

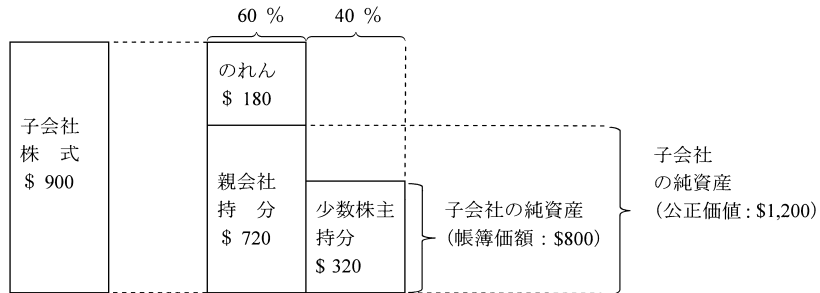
①経済的単一体概念（全部のれん説）



経済的単一体概念（買入れのれん説）



②親会社概念



③比例連結概念

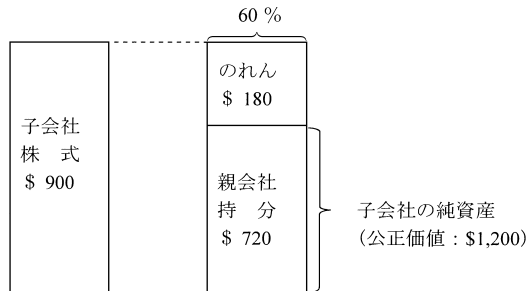


図 1 連結基礎概念別の資本連結

諸表を合算して、すべての資産と負債、収益と費用を増減させるので、**全部連結** (full consolidation) と呼ばれるのに対して、持分法の場合には、持分法適用会社の純資産、損益などを、連結財務諸表を作成する親会社の投資勘定に反映させることから、**一行連結** (one-line consolidation) と呼ばれる。

表3 連結基礎概念別の連結方針と連結手続

	経済的単一概念	親会社概念	比例連結概念
連結の範囲	支配力基準	持株基準（過半数）	持株基準 （過半数以下もありうる）
少数株主持分の処理	B/S：株主持分 P/L：純利益の内訳項目	B/S：負債と株主持分の中間 P/L：純利益から控除	認識されない
未実現損益の消去	ダウン・ストリーム：全額消去・親会社負担方式 アップ・ストリーム：全額消去・持分比率負担方式	ダウン・ストリーム：全額消去・親会社負担方式 アップ・ストリーム：親会社持分相当額消去方式	親会社持分相当額消去方式
子会社の資産および負債	公正価値で連結される。子会社の公正価値に対する親会社の持分相当額も少数株主持分相当額も含まれる（全時価評価法）	子会社の公正価値に対する親会社の持分に相当する金額と、子会社の帳簿価額に対する少数株主持分に相当する金額を加えた金額で連結される（部分時価評価法）。	子会社の公正価値に対する親会社の持分に相当する金額で連結される。
投資消去差額の処理	全部のれん説：親会社の株主持分に見合うのれんだけではなく、少数株主持分に見合うのれんも含まれる。 買入れのれん説：少数株主持分に見合うのれんは含まれない。	連結のれんは、親会社の子会社への投資勘定と、子会社の資産および負債の公正価値に対する親会社の比例的持分との差額として認識される。負のれんは、非流動資産に対する評価勘定とされ、非流動資産の価値がゼロになるまで非流動資産から控除される。負のれんが非流動資産を超過する場合の超過額は繰延貸方項目とされる。	連結のれんは、親会社概念と同様に認識される。ただし、子会社の資産および負債に対する少数株主の比例的持分相当額は含まれない。

企業集団の多様化と実質的支配に必要な持株比率の低下によって、親子会社のみを対象とした従来の連結財務諸表では、もはや企業集団全体の経営実態が表示しえなくなってきたために、従来まで連結されなかった企業集団の構成会社の経営成績を財務諸表に反映させるために、連結財務諸表における非連結子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャーに対する投資の評価方法として用いられる。

2. 持分法の適用と問題点

わが国では、非連結子会社および関連会社に対する投資に適用されるが、米国の会計基準や国際会計基準では、関連会社やジョイント・ベンチャーに対する投資に適用される。関連会社 (associates) とは、投資会社が重要な影響 (significant influence) を有し、かつ、投資会社の子会社でもジョイント・ベンチャーでもない企業をいう。ここで、「重要な影響」とは、被投資会社の財務方針および営業方針を支配することはないが、それらの方針の決定に関与する力をいう。

持分法を連結財務諸表において適用する場合、持分法は連結会計を補完ないし拡張するものであ

るけれども、持分法によれば被投資会社の純損益の変動（純資産の変動）しか親会社の財務諸表には反映されないために、全部連結法と比べれば企業集団全体の財政状態および経営成績を十分には反映できない。また、持分法によれば発生主義ベースで損益が認識されるので、持分法が未実現利益をもたらすことになり、キャッシュ・フローの増減とは直接関連がない。

3. ジョイント・ベンチャーに対する投資の会計処理

ジョイント・ベンチャー（joint venture）とは、複数の企業によって共同支配（joint control）されている特定の企業であり、いかなる事業体も単独では支配することはできず、重要な影響を有することはできない。ジョイント・ベンチャーには、会社型ジョイント・ベンチャーだけではなく、パートナーシップ型のジョイント・ベンチャーのような非会社型ジョイント・ベンチャーもある。

米国会計原則審議会（APB）が1971年3月に公表したAPB意見書第18号「普通株式への投資に対する持分法会計」⁶⁾では、会社型ジョイント・ベンチャーに対する投資については持分法の適用が要求された。さらに、1979年7月に公表されたAPB意見書第18号⁷⁾の会計解釈書第2号では、パートナーシップおよび非会社型ジョイント・ベンチャーに対しても持分法を適用するように拡張された。また、非会社型ジョイント・ベンチャーについては、米国では石油・ガス産業のように既に比例連結法（proportionate consolidation）が確立された実務となっている産業については、持分法の代替的方法として比例連結法も認められている。ここで、比例連結法とは、投資会社の財務諸表において、被投資会社の資産、負債、収益および費用の各科目を、投資会社の持分割合に応じて投資会社のそれぞれの勘定に合算する会計処理方法である。

Dieter and Wyatt（1978）は、拡張持分法（expanded equity method）を提唱している⁸⁾。拡張持分法とは、投資企業自身が所有している資産、負債とは別個にジョイント・ベンチャーの資産、負債の比例的持分を表示する方法である。英国の財務報告基準（FRS）第9号「関連企業およびジョイント・ベンチャー」⁹⁾では、総持分法（gross equity method）が適用される。総持分法は、持分法を拡張するものであり、持分法の処理に加えて、ジョイント・ベンチャー共同支配企業の貸借対照表において、ジョイント・ベンチャーの総資産および総負債のうちジョイント・ベンチャー共同支配企業の持分割合に応ずる額を、ジョイント・ベンチャー共同支配企業の損益計算書において、ジョイント・ベンチャーの売上高のうちジョイント・ベンチャー共同支配企業の持分割合に応ずる額を、別個の科目として会計処理である。また、国際会計基準（IAS）第31号「ジョイント・ベン

6) AICPA, APB Opinion No.18, *The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock* (March, 1971).

7) AICPA, Accounting Interpretation No. 2 of Opinion No. 18, *Investments in Partnership and Ventures* (November, 1971).

8) Dieter R. and A. R. Wyatt, "The Expanded Equity Method — An Alternative in Accounting for Investments in Joint Ventures," *The Journal of Accountancy* (June, 1978).

9) ASB, FRS No. 9, *Associates and Joint Ventures* (November, 1997).

表4 ABC ジョイントベンチャーの貸借対照表

ABC ジョイントベンチャー		貸借対照表 1977年12月31日	
資 産		負債及び資本	
流動資産：		流動負債：	
現金	\$ 100,000	固定負債のうち1年以内に支払期限が到来する分	\$ 200,000
売上債権	100,000	買掛金	100,000
消耗品	<u>200,000</u>	未払費用	<u>100,000</u>
流動資産合計	<u>\$ 400,000</u>	流動負債合計	<u>\$ 400,000</u>
		固定負債，差引1年以内に支払期限が到来する分：	
		抵当付借入金	\$ 4,000,000
		期限付借入金	<u>700,000</u>
固定資産（原価）：		固定負債合計	<u>\$ 4,700,000</u>
蒸気発電設備	\$ 6,000,000	資本：	
差引，減価償却累計額	<u>1,000,000</u>		
固定資産合計	<u>\$ 5,000,000</u>	資 本	利 益
		XYZ社 (30%)	<u>\$ 60,000</u> <u>\$ 30,000</u>
		A社 (35%)	<u>70,000</u> <u>35,000</u>
		B社 (35%)	<u>70,000</u> <u>35,000</u>
			<u>\$ 200,000</u> <u>\$ 100,000</u> <u>\$ 300,000</u>
	<u>\$ 5,400,000</u>		<u>\$ 5,400,000</u>

(出典) R. Dieter and A. R. Wyatt, "The Expanded Equity Method — an Alternative in Accounting for Investments in Joint Ventures," *The Journal of Accountancy* (June 1978), p. 92.

企業財務制度研究会『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』(1995年11月), p. 453.

チャーに対する持分の財務報告¹⁰⁾でも、比例連結の報告様式として科目分離方式を認めているが、これは拡張持分法による表示方法と同じである。

例えば、XYZ社がA社およびB社と共同でABCジョイント・ベンチャーを設立したとする。ABCジョイント・ベンチャーの貸借対照表は表4のとおりであるとして、持分法では、ABCジョイント・ベンチャーの当期計上利益\$100,000に対して、投資企業XYZ社の持分割合30%に相当する額\$30,000を、XYZ社の持分損益として計上する(表5における「持分法」欄参照)。また、比例連結法では、XYZ社の貸借対照表とABCジョイント・ベンチャーの貸借対照表数値の30%相当額を合算し、次に投資と資本の消去を行う(表5における「比例連結法」欄参照)。さらに、拡張持分法では、流動資産、固定資産、流動負債、固定負債に対するジョイント・ベンチャーへの当社(XYZ社)持分は表5における「拡張持分法」欄の「代替案1」および「代替案2」のように表示される。

ジョイント・ベンチャーに対する投資の会計処理である持分法、比例連結法、拡張持分法の会計処理を比較したのが表6である。

10) IASC, IAS No. 31, *Financial Reporting of Interests in Joint Ventures* (December, 1990).

表5 持分法，比例連結法，拡張持分法の表示方法

XYZ 社	貸借対照表 1977年12月31日			
	持分法	比例連結法	拡張持分法 代替案1 代替案2	
流動資産：				
現金	\$ 500,000	\$ 530,000	\$ 500,000	\$ 500,000
売上債権	1,000,000	1,030,000	1,000,000	1,000,000
棚卸資産	3,000,000	3,060,000	3,000,000	3,000,000
ジョイントベンチャーの流動資産に対する 当社持分	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>120,000</u>
流動資産合計	<u>\$ 4,500,000</u>	<u>\$ 4,620,000</u>	<u>\$ 4,500,000</u>	<u>\$ 4,620,000</u>
固定資産：				
土地	\$ 100,000	\$ 100,000	\$ 100,000	\$ 100,000
設備	4,000,000	5,800,000	4,000,000	4,000,000
機械及び備品	<u>2,000,000</u>	<u>2,000,000</u>	<u>2,000,000</u>	<u>2,000,000</u>
	\$ 6,100,000	\$ 7,900,000	\$ 6,100,000	\$ 6,100,000
差引，減価償却累計額	<u>2,100,000</u>	<u>2,400,000</u>	<u>2,100,000</u>	<u>2,100,000</u>
	\$ 4,000,000	\$ 5,500,000	\$ 4,000,000	\$ 4,000,000
ジョイントベンチャーの蒸気発電設備に 対する当社持分	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>1,500,000</u>
	<u>\$ 4,000,000</u>	<u>\$ 5,500,000</u>	<u>\$ 4,000,000</u>	<u>\$ 5,500,000</u>
30%所有ジョイントベンチャーの持分に対する投資	<u>\$ 90,000</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ —</u>	<u>\$ —</u>
ジョイントベンチャーに対する投資の当社持分：				
流動資産	N/A	N/A	\$ 120,000	N/A
固定資産（純額）			<u>1,500,000</u>	
			<u>\$ 1,620,000</u>	
資産合計	<u>\$ 8,590,000</u>	<u>\$ 10,120,000</u>	<u>\$ 10,120,000</u>	<u>\$ 10,120,000</u>
負債及び株主持分				
流動負債：				
長期債務のうち1年以内に支払期限が到来する分	\$ 1,000,000	\$ 1,060,000	\$ 1,000,000	\$ 1,000,000
買掛金及び未払費用	2,000,000	2,060,000	2,000,000	2,000,000
ジョイントベンチャーの流動負債に対する 当社持分	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>120,000</u>
流動負債合計	<u>\$ 3,000,000</u>	<u>\$ 3,120,000</u>	<u>\$ 3,000,000</u>	<u>\$ 3,120,000</u>
固定負債，差引1年以内に支払期限が到来する分：				
抵当付借入金	\$ 3,000,000	\$ 4,200,000	\$ 3,000,000	\$ 3,000,000
期限付借入金	N/A	\$ 210,000	N/A	N/A
ジョイントベンチャーの固定負債に対する 当社持分	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>N/A</u>	<u>1,410,000</u>
	<u>\$ 3,000,000</u>	<u>\$ 4,410,000</u>	<u>\$ 3,000,000</u>	<u>\$ 4,410,000</u>
ジョイントベンチャーの負債に対する当社持分：				
流動負債	N/A	N/A	\$ 120,000	N/A
長期債務，差引1年以内に支払期限が到来する分			<u>1,410,000</u>	
			<u>\$ 1,530,000</u>	
株主持分：				
資本金	\$ 1,800,000	\$ 1,800,000	\$ 1,800,000	\$ 1,800,000
留保利益	<u>790,000</u>	<u>790,000</u>	<u>790,000</u>	<u>790,000</u>
	<u>\$ 2,590,000</u>	<u>\$ 2,590,000</u>	<u>2,590,000</u>	<u>\$ 2,590,000</u>
負債及び株主持分合計	<u>\$ 8,590,000</u>	<u>\$ 10,120,000</u>	<u>\$ 10,120,000</u>	<u>\$ 10,120,000</u>

(出典) R. Dieter and A. R. Wyatt, "The Expanded Equity Method — an Alternative in Accounting for Investments in Joint Ventures," *The Journal of Accountancy* (June, 1978), p. 93.

企業財務制度研究会『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』(1995年11月)，p. 454.

表6 ジョイント・ベンチャーに対する投資の会計処理

	持分法	比例連結法	拡張持分法
被投資企業の資産・負債	認識しない	すべての資産・負債を持分比率に応じて認識	資産・負債を流動・固定に分けて持分比率に応じて認識
被投資企業の収益・費用	収益・費用の差額である純利益を持分比率に応じて認識	収益・費用を持分比率に応じて認識	費用・収益の差額である純利益を持分比率に応じて認識
長所	ジョイント・ベンチャーの業績が、連結財務諸表の投資勘定と持分法による投資損益勘定に反映される。	ジョイント・ベンチャーの資産・負債・収益・費用を持分比率に応じて連結財務諸表に反映できる。	投資企業が直接所有・支配している資産・負債とジョイントベンチャーの資産・負債に対する投資企業の持分を区別することができる。
短所	被投資会社の資産・負債が全く認識されない。	ジョイント・ベンチャーの資産・負債・収益・費用を一律に持分比率に応じて連結財務諸表に計上することの合理性に問題がある。	ジョイント・ベンチャーの流動資産・固定資産・流動負債・固定負債を持分比率に応じて連結することの合理性に問題がある。
主要国の会計基準	アメリカ、日本、国際会計基準（標準処理）	国際会計基準（代替処理）	イギリスでは、総持分法が適用される。国際会計基準では、比例連結の報告様式として科目分離方式を認めている。

V. 企業結合会計

1. 企業結合会計の会計処理

企業結合（business combinations）とは、ある企業が他の企業の純資産や経営に対する支配を獲得するか、またはある企業と他の企業が合体して両社に対する持分を結合する結果、独立した企業同士が一体となって一つの報告単位となることをいう。

企業結合の会計処理には、パーチェス法（purchase method）と持分プーリング法（pooling of interest method）がある。取得（purchase）とみなされる企業結合にはパーチェス法が、持分の結合（pooling of interest）とみなされる場合には、持分プーリング法の適用が考えられる。

①パーチェス法

取得会社が被取得会社の資産および負債を取得するという考え方に基づいて処理する方法である。被取得会社の資産と負債を公正価値で評価し、取得原価と被取得会社の純資産との差額をのれんとして計上する。

②持分プーリング法

一方の会社が他方の会社を取得するのではなく、結合前に存続していた個々の会社のリスクと利益を継続的に共同するという考え方に基づいて処理する方法である。被結合会社の資産、負債及び資本を帳簿価額のまま受け入れるので、のれんは発生しない。

2. フレッシュ・スタート法

持分プーリング法では、資産および負債は公正価値で評価されず留保利益がそのまま引き継がれるので、その分だけ企業結合後の利益が大きくなり、乱用されるおそれがあるため、その適用は厳格に規制されてきた。パーチェス法では、被取得企業の資産および負債のみが公正価値で評価されるが、取得企業と被取得企業の両社を別の企業が吸収する新設合併の形をとれば、パーチェス法により両社とも再評価が可能となる。この点で、パーチェス法はむしろ恣意的に適用されやすい¹¹⁾。この欠点を補完するのがフレッシュ・スタート法 (fresh start method) である。フレッシュ・スタート法では、取得企業と被取得企業の両社の資産および負債が再評価される。大規模な事業構造の再構築を目的とした企業結合が行われる場合のように、結合前企業と結合後企業との継続性が認められず、企業結合の結果、会計報告の単位と会計責任の基礎が大きく変容する場合にはフレッシュ・スタート法の適用が考えられるが、フレッシュ・スタート法の実行可能性には問題があるため、いかなる国においても制度上適用されていない。

パーチェス法、持分プーリング法およびフレッシュ・スタート法の会計処理をまとめたのが表7である。

3. 最近の動向

米国の FASB は、2001 年 6 月に財務会計基準書 (SFAS) 第 141 号「企業結合」¹²⁾ を公表して、持分プーリング法を廃止して企業結合の会計処理方法をパーチェス法に一本化した。国際会計基準審議会 (IASB) は、2004 年 3 月に、国際財務報告基準 (IFRS) 第 3 号「企業結合」¹³⁾ を公表して、企業結合の会計処理として、持分プーリング法を廃止し、パーチェス法に一本化した。そして、企業結合で生じたのれんを償却せず減損処理されることになった。

わが国でも、国際的動向に併せて、2003 年 10 月に「企業結合に係る会計基準」が公表された。現金を対価とする子会社株式の取得による企業結合は、パーチェス法により会計処理されるが、対価のすべてが原則として議決権のある株式であり、議決権比率が等しく、議決権比率の支配関係を示す一定の事実が存在しないような限定された場合には持分プーリング法を認めている。また、のれんについては、規則的な償却を行い、のれんの価値が損なわれたときに減損処理が行われる。

11) 斎藤静樹『企業会計とディスクロージャー』(東京大学出版, 1999 年), p. 174.

12) FASB, SFAS No. 141, *Business Combinations* (June, 2001).

13) IASB, IFRS No. 3, *Business Combinations* (March, 2004).

表7 企業結合の会計処理

	持分ブーリング法	パーチェス法	フレッシュ・スタート法
結合前企業の資産および負債は、取引価格から推定される価値で認識される。	NO	YES (被取得企業の資産および負債について)	YES (すべての資産および負債について)
取引価格に含まれるのれんの認識。	NO	YES	YES
結合前企業の純利益の継承。	YES (すべて)	YES (取得企業の純利益について)	NO
企業結合日前の純利益の結合。	YES	NO	NO
支払対価が会計処理に関連する。	YES (持分株式のみ)	NO	NO
結合前企業は結合取引の当事者とみなされる。	NO (株主のみ)	YES	YES
結合取引の結果、新しい事業体が創設される。	NO (結合前企業が存続する)	NO (支配当事者が存続する)	YES
結合前企業の資産および負債のいくつかまたはすべてについて支配の変更がある。	NO	YES (被取得企業について)	YES (すべて)

(出典：FASB, Invitation to Comment, *Methods of Accounting for Business Combinations: Recommendations of the GA+I for Achieving Convergence* (December 15, 1998), pars. 38 and 55 に基づいて作成。)

VI. セグメント情報

1. セグメント情報の開示

外部情報利用者が企業の収益性、成長性、リスクなどを判断するために、異なる事業別、異なる地域別などに分割した財務情報をセグメント情報 (segment information) という。米国の FASB による連結プロジェクトでは、分割情報 (disaggregated information) と呼ばれている。セグメント情報は国際的には事業別セグメント情報と地域別セグメント情報に分けられるが、わが国では事業の種類別セグメント情報、所在地別セグメント情報、海外売上高に分けられる。

2. セグメンテーションに対する2つのアプローチ

セグメントの決定であるセグメンテーションには、事業別セグメント・アプローチ (business segment approach)、管理アプローチ (management approach) (マネジメント・アプローチとも呼ばれる) の2つの方法がある。

①事業別セグメント・アプローチ

経営者の恣意的なセグメンテーションを排除するために、異なるリスクおよび収益性を受けているセグメントごとにセグメンテーションを行う手法である。わが国では、事業別セグメント・アプ

表8 セグメンテーションに対する2つのアプローチ

	事業別セグメント・アプローチ	管理アプローチ
特徴	事業活動に固有のリスクと機会をベースにする。	経営者の用いる経営資源配分単位および内部業績評価単位に基づく。
報告対象セグメント	事業別セグメント 地域別セグメント	オペレーティング・セグメント（事業別セグメントと地域別セグメントのうち、一方を基本的セグメント報告様式とし、他方を補助的セグメント報告様式とする。）
メリット	恣意的なセグメンテーションを排除できる。	セグメント情報の目的適合性、信頼性が高まる。 外部報告のための追加的なコストを要しない。
デメリット	セグメンテーションをめぐる経営者の裁量が入りやすく、セグメント情報が必ずしも情報利用者にとって有用ではない。	企業の競争力にマイナスの影響を与えかねない。 企業間のセグメント情報の比較可能性が損なわれる可能性がある。

ローチによるセグメンテーションが採用されている。また、国際会計基準（IAS）第14号「セグメント別財務情報の報告」¹⁴⁾では、基本的に事業別セグメント・アプローチが用いられているが、米国の影響を受けて管理アプローチも併用されている。

②管理アプローチ

経営者が内部報告と戦略事業単位等の業績管理目的のために使用されているセグメントをそのまま外部報告にも用いる手法である。このアプローチによれば、開示されるセグメント情報が内部報告によって既に作成されるため、企業がセグメント情報を作成する上で負担しなければならないコストを削減させるほか、セグメント情報の目的適合性や信頼性も高まることになる。1997年6月に公表された米国のSFAS第131号「企業のセグメントおよび関連情報に関する開示」¹⁵⁾では、管理アプローチが採用されている。ただし、管理アプローチでは、内部財務報告システムが重視されるので、企業間のセグメント情報の比較可能性が損なわれることがある。また、企業が選択する内部報告システムは多様であるので、たとえ同じ産業に属する企業間であってもその比較を行うことが難しい。

セグメンテーションに対する2つのアプローチは、表8に示すとおりである。

3. わが国におけるセグメント情報の開示基準の問題点

国際会計基準（IAS第14号）や米国の会計基準（SFAS第131号）では、セグメントの決定にあたり、管理アプローチが採用されており、企業の内部組織構成と内部報告制度に着目することが要

14) IASC, IAS No. 14, *Reporting Financial Information by Segment* (August, 1997).

15) FASB, SFAS No. 131, *Disclosure about Segments of an Enterprise and Related Information* (June, 1997).

表9 セグメント情報の開示項目

	SFAS 第 14 号 (アメリカ)	IAS 第 14 号	日本
共通項目	売上高 (外部・セグメント間), 営業損益 (または経常損益), 資産の金額, 減価償却費, 資本的支出		
SFAS 第 131 号・IAS 第 14 号の共通項目	減価償却費以外の重要な非資金費用, 持分法による投資損益, 持分法による投資勘定, 振替価格の決定基準, セグメント情報と連結情報との調整表, 中間財務諸表におけるセグメント情報		左記の項目は日本では要求されていない。
SFAS 第 131 号・IAS 第 14 号との主な相違項目	営業外損益項目, 異常損益項目, 法人所得税費用などは IAS 第 14 号では要求されていない。会計方針の変更に関する情報とセグメント別負債などは, SFAS 第 131 号では要求されていない。		

求されている。わが国では、管理アプローチはとられておらず、セグメントは基本的に経営者の判断に委ねられているので、セグメンテーションの方法は国際基準とはかなり相違する。

わが国では事業別セグメント、所在地別セグメント、および海外売上高に関する情報を並列的に開示することとされているのに対して、IAS 第 14 号では基本的情報と補足的情報とに分けられ、それによって開示内容が異なっている。特に基本的セグメントについては、負債、重要な非資金費用、持分法による投資勘定、持分法による投資損益、報告セグメントの情報と連結情報との調整表、中間財務諸表におけるセグメント情報といった詳細な項目の開示が要求されているので、わが国の開示内容とはかなり異なることになる。

米国の会計基準 (SFAS 第 131 号)、国際会計基準 (IAS 第 14 号) およびわが国の日本の会計基準において要求されているセグメント情報の開示項目の比較は、表 9 に示すとおりである。

地域別セグメントの区分基準を企業の資産が所在する地域 (販売元) とするか、または顧客の所在する地域 (販売先) とするかについて、IAS 第 14 号は、企業の地域別セグメントがどちらに基づくとしても、もし著しく異なる場合には他方の基準に基づく追加情報の開示が要求されているが、わが国の場合、所在地別セグメント情報における国または地域が販売元であり、海外売上高の考え方では販売先 (市場) となる。

Ⅶ. おわりに

以上、本稿では連結会計の論点をまとめてきた。連結基礎概念では、以前は親会社概念が主流であったが、最近では経済的単一体概念に基づく会計処理が国際的に提案されている。持分法は連結会計を補完ないし拡張するものであるけれども、持分法によれば被投資会社の資産・負債が全く反映されない。この欠点を補うのが、比例連結と拡張持分法であるが、それぞれ長所と短所がある。企業結合の会計処理は、国際的にはパーチェス法に一本化される方向にあるが、わが国では、限定されたケースではあるが、持分プーリング法の適用が認められている。また、のれんについては、

国際的には規則的な償却を行わず、のれんの減損処理が行われるのに対して、わが国では規則的な償却を行い、のれんの価値が損なわれたときに減損処理が行われる。セグメント情報については、セグメンテーションの方法は国際的には管理アプローチが採用されているが、わが国では事業別セグメントアプローチがとられている。また、セグメント情報の開示項目は、わが国では、売上高、営業損益、資産、減価償却費、資本的支出のみであり、開示される情報が少ないので、投資家に対して十分な情報が開示されているとはいえない。

A Study on the Issues of Consolidation Accounting

Noriaki YAMAJI

ABSTRACT

The purpose of this paper is to consider consolidations and related matters. It covers the historical background of consolidated financial statements, the three concepts of consolidated financial statements, consolidation policies and procedures under the concepts, equity method accounting, including accounting for investments in joint ventures, accounting for business combinations, and segment information.